

神戸楠公連 会則

第1章 総則

第1条 名称

本連は神戸徳島県人会の承認の元、【神戸楠公連】と称する

第2条 活動方針

- (1) 阿波踊りの技術向上に努め、活動を通して地域および阿波踊りの発展に貢献する。
- (2) 地域イベント等へ積極的に参加するとともに、他の連と積極的な交流等を行う。

第3条 運営

本連は、総会および執行部会の議決に従い運営を行う。

第4条 連員の義務

- (1) 連員は会則を遵守し、運営に協力すること。
- (2) 入連届の翌月から、毎月1,000円の会費を納めること。なお、マスターズ登録者は500円とする。ただし、休連の期間は除く。

第5条 イベント

イベント参加については、執行部会で決定する。イベントに参加する連員は、出来る限り練習に参加すること。練習不足の場合は、総踊りの出演のみとなる場合もある。他連の練習・イベント等に参加する場合は、執行部会へ申請し承認を得ること。

第6条 休連

やむを得ず、休連を希望する連員は、執行部会に休連願いを提出し、承認を得ること

第7条 退連勧告・除名

著しく連の秩序を乱した者又は、会費を滞納した者に対しては、執行部会の議決により活動自粛・退連勧告および除名等の処分を行う。

第8条 会計監査

総会の議決により会計監査を選出する。会計監査の任期は1年とする。

第9条 顧問・相談役

神戸徳島県人会会長および副会長を顧問とする。

連員より、永年の功労者を相談役として執行部会で選出し、総会の承認により任命する。

第10条 楠公連マスターズ

体調や年齢に応じて阿波踊りを楽しめる環境を、連員に提供する目的で設置する。

登録は本人の意思による。他の連員からの強要はできない。

第2章 各会

第1条 総会

総会は連の最高審議機関であり、連の運営に必要な事項を審議する。

- (1) 年に1回、連長が召集する。連員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。
- (2) 執行部会の議決、もしくは連員の3分の1以上の要請により臨時に開くことができる。
- (3) 議長を顧問・会計監査・役員・執行部員以外の連員より選出する。

第2条 執行部会

執行部会は総会に次ぐ審議機関であり、連長が召集し、総会の議案、連の運営に関する事項等を審議する。

連長・副連長・事務局長の役員3名と、会計・専門部長(3名)の執行部員4名の計7名で構成され、連長を含む4名以上の出席により成立し、委任は不可とする。

原則、出席者の過半数の賛成で議決とするが、内容によっては連長の判断を議決とする場合がある。

必要に応じて役員・執行部員以外の連員が出席する場合は、執行部会の承認を得ること。なお、議決権及び発言権はない。尚、連長(不在時は、副連長)の承認を得れば、発言は出来る。

第3条 事務局

事務局は、連の運営を統括し、連の目的を実現するための実質的作業を行う部門であり、連内外への広報活動全般を受け持つ。主な役割として連ホームページ及び連員用サークルスクエアの運営・管理などがある。

第3章 役員・執行部員

第1条 任命

次期役員・執行部員の選出は執行部会の議決により行い、総会の承認により任命される。

第2条 任務

1、役員

- ・ 連 長: 連を代表し、運営の責任を負う。執行部会においては最終決定権を持つ。
- ・ 副 連 長: 連長を補佐するとともに、踊り構成・イベント・練習等の集約を行う。
- ・ 事務局長: 対外的交渉の窓口、事務全般・広報活動等の集約を行う。

なお、連長の任務の代行は副連長のみとする。

2、執行部員

- ・ 会 計: 出納および会計帳簿の作成を行う。
- ・ 専門部長(男踊り部長・女踊り部長・鳴り物部長の3名):

各パートの踊り構成・練習計画の立案とイベントの参加者確認を行い、各担当に応じ衣装及

び鳴り物の管理を行う。

第3条 任期

役員・執行部員の任期は1年とし、再任を妨げない。任期中に辞任した場合、後任役員・執行部員は執行部会で議決し、任期は前任者の残任期までとする。

第4章 副部長

専門部長を補佐し、専門部長が執行部会に出席できない場合、代役として出席することができるが、議決権はない。

◆2015年1月25日改正

◆2016年1月24日一部改定

① 第2章に第3条「事務局の項目」を追加

② 確認事項の中の「交通費補助の廃止」に伴い第1章第6条の交通費補助を削除

<確認事項>

1、楠公連マスターズ

特に年齢制限を設けない。イベントへの出演は、連長が依頼するパレードとステージ踊りに制限される。

2、衣装

連員が購入すべき衣装・その他については以下の通りとする。(奴胤は除く)

- ・男踊り：浴衣、帯(紺献上角帯)、サラシ(白)、短パン(白)、踊り足袋(白)、手ぬぐい、うちわ、手持ち提灯
- ・女踊り：浴衣、長襦袢(ピンク)、すそよけ(ピンク)、帯、帯上げ、帯締め、手甲(白)、笠〔笠枕〕、うちわ、下駄(黒、鼻緒は紅白)、足袋(白)
- ・法被踊り：法被、帯(茶献上角帯)、サラシ(白)、短パン(白)、踊り足袋(白)、ハチマキ、うちわ、手持ち提灯
- ・鳴り物：浴衣(女性については女踊りと同じ衣装でも可)、帯(紺献上角帯)、サラシ(白)、短パン(白)、足袋(白)、雪駄(白鼻緒)、手ぬぐい、うちわ

浴衣、法被については原則購入とするが、レンタルを希望の場合、イベント1回3,000円で貸し出しを行う。子供用については無料で貸し出す。

3、物品

本連においては以下の物品の在庫管理を行う。

- ・衣装：新品衣装、中古衣装、帯、手ぬぐい、うちわ、ねじりはちまき
- ・鳴り物：大太鼓4、締め太鼓5、鉦4、竹1、樽太鼓1、三味線1、譜面台1、大太鼓台1、太鼓運搬用キャリー4
- ・その他：高張り提灯2、提灯台2

4、連員の扱いについて(連員数のカウント)

連員は、入連頂いた方全員(休連中の方及び子供も含む)を対象とする。会計監査役、相談役は、含める。顧問は、除く。

5、総会における議決権について

連員の中で18歳以上の方は、議決権がある。

6、会費について

連員の中で休連中の方及び18歳未満の方は、会費を不要とする。

◆2016年1月24日一部改定

- ① 1の交通費補助を廃止
- ② 4、5、6の項目を追加